東京都市計画生産緑地地区の変更(大田区決定)について

【説明資料】

1 趣旨及び経緯

平成 29 年の生産緑地法改正によって、生産緑地地 区の指定面積を市区町村が条例で 300 ㎡を下限に引 き下げることが可能になった。これを受け、区では都 市における農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好 な都市環境の形成に資するため、「大田区生産緑地地 区に定めることができる区域の規模に関する条例」を 平成30年に施行した。

条例の制定に伴い、産業振興課が新たな生産緑地地 区の申請受付を行ったところ、追加指定の申請があっ たため、指定基準に適合する生産緑地地区約 0.07ha (3件)を追加する都市計画変更を行う。

なお、本案件は都市計画法第21条第2項において ○令和元年8月28日付 準用する同法第19条第3項の協議について、東京都 から意見なしの回答を得ている。

更内容

2 都市計画の変 ① 生産緑地地区【番号3】

位置:大田区中馬込三丁目地内

面積:約190 m²

指定済みの生産緑地地区の追加

② 生產緑地地区【番号 18】

位置:大田区鵜の木三丁目地内

面積:約100 m²

指定済みの生産緑地地区の追加

③ 生産緑地地区【番号20】

位置:大田区西嶺町地内

面積:約380 m²

新規生産緑地地区の追加

○生産緑地法改正

平成29年6月15日施行

○大田区生産緑地地区 に定めることができる 区域の規模に関する条 例

平成30年3月12日制定 平成30年4月1日施行

31 都市政緑第 287 号

用途地域について

①第一種中高層住居専 用地域 容積率 200% 建蔽率 60% 準防火地域 第二種高度地区

②第一種住居地域 容積率 200% 建蔽率 60% 準防火地域 第二種高度地区

	○件数及び面積の変更 13 件 → 14 件 約 1.94ha → 約 2.01ha	③第一種低層住居専用 地域 容積率 100% 建蔽率 50% 準防火地域 第一種高度地区
3 公告及び縦覧	【公告】令和元年9月24日	
4 今後の予定	【縦覧】 期間:令和元年9月24日(火)から10月8日(火) 場所:まちづくり推進部都市計画課 縦覧者:0名 意見書:0件 周知方法:大田区報、区ホームページ ○告示	
	令和元年 12 月上旬(予定)	